

## 鶴岡市農業委員会第23回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和7年10月15日(水) 午前9時30分 鶴岡市藤島庁舎 2階 205会議室
出 席 農業委員	1番 金野 匡良      2番 菅原 仁      3番 伊藤 由紀子 5番 野村 恵      6番 工藤 久子      7番 小林 博 8番 渡部 修      9番 丸山 伸一      10番 石井 光明
出 席 推進委員	1番 森 秀弘      2番 井上 克浩      3番 石川 守 4番 齋藤 功      5番 齋藤 万里子      6番 齋藤 和博 7番 新館 登      9番 菅原 輝康      10番 河井 健次 11番 富樫 初智      12番 黒井 涼子      13番 若生 正人 15番 齋藤 智
遅 参 委 員	なし
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	4番 鈴木 聡 委員      8番 齋藤 政伸 推進委員 14番 清野 吉喜 推進委員
事 務 局	局長 黒井 布美      主査 工藤 仁      調整専門員 丸山 貴子 専門員 照井 明嗣      主事 奥山 立      主事 齋藤 静 主事 長堀 亜由 羽黒分室専門員 伊藤 元生      櫛引分室主事 佐藤 菜々子 朝日分室専門員 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会      午前 9:30
議 長	本日の欠席届は、4番 鈴木 聡 委員、8番 齋藤 政伸 推進委員、14番 清野 吉喜 推進委員より出されております。遅参・早退はありません。定足数に達しておりますので、只今より第23回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により、議長において指名したいと思っておりますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、9番 丸山 伸一 委員、1番 金野 匡良 委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。 それでは報告事項に入ります。
議 長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について 事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について≫
	(説 明) ≪報告第4号 農用地利用集積等促進計画の許可について≫
議 長	報告事項ではありますが、ご質問ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	これは3条案件でありますので、現地調査について担当の委員の報告をお願いします。6番 齋藤 和博 推進委員。
6番推進委員	<p>6番 齋藤です。10月6日、渡部委員と私、事務局2名で現地確認を行いました。羽18ですが、相続農地の整理ということで、川代に多くの農地を持つ認定農業者へ移転することとなったものです。現地はきれいに管理されており、樹園地もきれいな柿畑とブルーベリー畑となっております。受人は以前より既存の農地でブルーベリーの作付けを行っている面からも、今後も適切に管理されることに間違いないと判断しました。</p> <p>羽19ですが、こちらも相続農地の整理の案件です。受人は、渡人と親戚関係であり、申請地のすぐ隣の田を所有し耕作している方です。農業歴は35年になります。これまでも申請地の管理を行っていたということもあり、今後お任せしたいということで、無償譲渡となったものです。現地ですが、申請地および近隣の受人の自作地とともにきれいに管理されておりました。</p> <p>羽20について、渡人の農地の整理ということで、申請地と隣接した住居を合わせて買受けするというものであります。受人は新規就農ということになりますが、実家が農家で農作業経験を有し、農業高校を卒業しております。申請地についてですが、近隣の農家や知人の農家の方からも、本人が農業を始めるなら協力するとの話もでており、川代に居を移し、地域と協力して営農を行っていくというものです。現地は保全管理の状態で、許可後に耕作を行っていくということでした。</p> <p>羽21ですが、相続で所有者が借人の祖父から父に代わり、改めて使用貸借を結ぶものです。これまでも借人の自作地として耕作されていた農地です。現地は適切に耕作管理している状況であり、問題ありませんでした。</p> <p>以上、羽18～羽21すべてにおいて、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たしているものであると判断いたしました。</p>
議 長	9番 菅原 推進委員。

9 番推進委員	<p>9 番 菅原です。10 月 9 日、私と事務局 1 名で現地確認しましたので報告いたします。</p> <p>櫛 23 については、受人が農業歴 37 年で、現在は主に山ぶどうを栽培しております。申請地で自家野菜を作付けする予定です。</p> <p>櫛 24 については、受人の農業歴は 46 年で、水稻・柿などを作付けしています。申請地では、もともと植えてある柿を引き続き栽培する予定です。</p> <p>櫛 25 については、鶴岡ランドバンクにて、敷地内の住宅と一体での登録でしたので、住宅と共に購入し利用するための所有権移転を行うものです。受人は現在、農地を所有しておりませんが、家庭菜園を 20 年行っており、必要な道具も所持しており、申請地においても家庭菜園として自家野菜を作付けする予定です。</p> <p>櫛 26 については、渡人の財産整理です。受人は近隣にある農地を耕作している方で、農作業歴は 19 年です。認定農業者で水稻・大豆を栽培しております。申請地では自家野菜を作付けする予定です。</p> <p>櫛 27 については、賃貸借契約の期間満了に伴う再設定です。申請地において果樹を作付けしており、きちんと耕作されています。</p> <p>櫛 28、櫛 29 については、各所有者との賃貸借契約の期間満了に伴う再設定を行うものです。申請地ではソバを作付けしており、すべての農地がきちんと耕作されています。</p> <p>以上すべてにおいて、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当しないことを報告いたします。</p>
議 長	6 番 工藤 委員。
6 番 委員	<p>6 番 工藤です。10 月 10 日、事務局 2 名と私、石井委員と現地調査を行いました。</p> <p>藤 25 については、渡人の希望により受人に譲渡するものです。受人は、今年の 7 月部会で同地区の農地について農地法第 3 条許可により取得しており、同様に緑肥作物や自家野菜を耕作する予定です。1 年間不耕作でしたので、少し荒れておりますが、許可が下りた後、きちんと作付けする準備にはいるということでした。</p> <p>藤 26 について、渡人の希望により、現在まで中間管理機構を通して耕作している受人へ譲渡するものです。高額のため、特例事業の説明もしましたが、早期に手続きをしたいということで、3 条での所有権移転になります。</p> <p>藤 27 について、基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えたため、契約の再設定を行うものです。受人は地域を代表する担い手で、水稻や飼料作物を作付けする予定です。中間管理機構ではなく農地法第 3 条での契約になった理由は、賃借料の受渡しを直接したいからということです。</p> <p>藤 28 について、基盤強化促進法による契約が期間満了を迎えたため、契約の再設定を行うものです。水稻や水稻種子を作付けする予定で、受け手の農作業歴は 48 年になります。</p> <p>すべての案件について、現地調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号の要件に該当せず、許可相当と判断しました。以上です。</p>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案通り決しました。続いて、議案第2号 非農地証明願について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) <<議案第2号 非農地証明願について>>
議 長	非農地証明願も現地調査が必要ですので、担当の委員の報告をお願いします。2番 井上 推進委員。
2番推進委員	2番 井上です。10月8日、私と委員2名、事務局1名と現地調査を行いました。私の居住地に近く、以前より森ようになっていたと認識しております。申請地は原野化してから相当年数が経過しています。南側の宅地も同様に樹木が生い茂っている状況です。耕作地としての再生はおよそ困難であり、現状から見ても宅地と一体的に管理するべきで、非農地とするのもやむを得ないと判断しましたのでご報告申し上げます。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第2号 非農地証明願について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第2号 非農地証明願については、原案通り決しました。続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明) <<議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について>>
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。3番 伊藤 委員。
3番委員	3番 伊藤です。54ページから57ページの機朝29~33までは私の関係する案件ですので、退室を申請します。
議 長	退室を許可します。
	(3番委員 退室)
議 長	それでは伊藤委員の関係する機朝29~33の案件のみ、審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。議案第3号の機朝29~33について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第3号の機朝29~33については、議案通り決しました。3番委員の入室を許可します。

	(3番委員 入室)
議長	それでは、今採決した以外の案件について審議を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定については、原案通り決しました。以上で本日の審議は全て終了いたしました。これをもって、第23回東部農地部会を終了いたします。
	閉 会 午前10:00

	議長 <u>石井光明</u>
	議事録署名委員 <u>丸 山 伸 一</u>
	議事録署名委員 <u>金野 匡良</u>